

## 【お問い合わせ先】

医療法人社団江陽会 江陽台病院  
居宅介護支援事業所

電話： **04-7178-2733** (直通)

※お気軽にご連絡ください。

## 【受付時間】

月曜日 ~ 土曜日

※日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日~1月3日)を除く

## 【サービス提供地域】

流山市・野田市・柏市(沼南地域を除く)

## 介護でお困りのことはありませんか？

- Q 車椅子が借りたいなあ・・・
- Q デイサービスってどんなところ？
- Q リハビリがしたい!!
- Q 家事が大変になってきた・・・
- Q その他

そんな時は、私たち江陽台病院居宅介護  
支援事業所にお任せください。  
お気軽にお問い合わせください!!

## 交通のご案内



### <電車でお越しの場合>

最寄り駅：東武野田線(東武アーバンパークライン)「江戸川台駅」もしくは「運河駅」

※江戸川台駅をご利用の方は、西口より江陽台病院の送迎バスがご利用いただけます。

「江戸川台駅」より、タクシーで約10分、「運河駅」より、タクシーで約5分程で着きます。

### <お車でお越しの場合>

県道8号線(通称：流山街道)東深井交差点からの道をご利用ください。

また、松戸方面からお越しの際は、県道5号線(旧：松戸野田有料道路)のご利用が便利です。

☎ : **04-7178-2733**

FAX : **04-7178-2737**

<http://www.kouyoudai.jp>

〒270-0107  
千葉県流山市西深井393(江陽台病院西棟2階事務所内)



医療法人社団江陽会 江陽台病院  
**居宅介護支援事業所**



## 「はじめに」

居宅介護支援事業所とは、都道府県の指定を受けた介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所のことです。

介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。

## 「ケアマネジャーとは？」



介護保険の認定を受けた本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状態や生活の環境などに応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市町村やサービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う専門員です。

## 「ケアマネジャーの主な業務」

- ✓ 介護に関する相談援助
- ✓ 居宅サービス計画の作成
- ✓ 介護保険サービス提供事業者との連絡調整
- ✓ サービス計画に基づいたサービス実施状況の把握と評価
- ✓ 要介護認定申請の代行
- ✓ 介護保険等に関する質問や苦情の受付



## 「サービス利用までの流れ（要介護認定の方）」

要支援認定の方は、次の流れと異なります。お近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。

要介護1-5（介護認定証）

居宅介護支援事業所の選択

①お申し込みとご契約

②ケアプランの作成

介護サービス事業者との契約

介護サービスの利用

継続的にサービス利用状況を確認・評価

ケアマネジャーが月に一度ご自宅を訪問し、ご利用者さまやご家族様の状況に合わせてケアプランを随時見直します。



事業所についてご説明し、契約日を設定させていただきます。事業所の重要事項の説明後、契約・個人情報使用同意の手続きをしていただきご契約となります。

### 1.ご利用者さまの現状把握

ケアマネジャーがご利用者さまと面談し、生活上の問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

### 2.サービス事業者との話し合い

ケアマネジャーを中心に、ご本人・ご家族とサービス事業者の担当者が話し合いを行います。

### 3.ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容についてご利用者さまの同意を得ます。

